

仙台市国民保護計画（改正案） 新旧対照表

令和3年4月__日現在

仙 台 市

仙台市国民保護計画（改正案） 新旧対照表

変 更 前				変 更 後								
第 1 編 総論 第 4 章 市の地理的, 社会的特徴 2 社会条件 (P. 9)												
<各区の人口, 面積及び人口密度> 平成27年10月1日現在				<各区の昼間人口及び夜間人口> 平成22年10月1日現在		<各区の人口, 面積及び人口密度> 平成27年10月1日現在						
	人 口 (人)	面 積 (km ²)	人口密度 (人/km ²)		昼間人口 (人)	夜間人口 (人)		人口 (人)	昼間人口 (人)	夜間人口 (人)	面積 (km ²)	人口密度 (人/km ²)
青 葉 区	310,183	302.24	1,026.3	青 葉 区	397,465	291,436		青 葉 区	310,183	412,812	302.24	1026.3
宮 城 野 区	194,825	58.19	3,348.1	宮 城 野 区	210,699	190,473		宮 城 野 区	194,825	216,325	58.19	3348.1
若 林 区	133,498	50.86	2,624.8	若 林 区	136,282	132,306		若 林 区	133,498	136,302	50.86	2624.8
太 白 区	226,855	228.39	993.3	太 白 区	184,725	220,588		太 白 区	226,855	187,712	228.39	993.3
泉 区	216,798	146.61	1,478.7	泉 区	192,794	211,183		泉 区	216,798	195,238	146.61	1478.7
合 計	1,082,159	786.30	1,376.3	合 計	1,121,965	1,045,986		合 計	1,082,159	1,148,389	786.30	1376.3
(国勢調査結果(総務省統計局))				(国勢調査結果(総務省統計局))		(国勢調査結果(総務省統計局))						
変更理由		時点修正によるもの										
第 1 編 総論 第 4 章 市の地理的, 社会的特徴 2 社会条件 (P. 10)												
(4) 空港 3,000m滑走路を有する仙台空港は、東北地方における拠点空港として重要な役割を果たしており、平成28年7月1日から、国管理空港として初となる民間事業者による一体的運営が開始された。 国内主要都市(札幌, 成田, 小松, 名古屋, 大阪(伊丹, 関西), 広島, 福岡, 沖縄)を結ぶ9路線と国際定期路線としてソウル, グアム, 北京(上海経由), 台北の4路線が就航している(平成28年10月現在)。また、国際チャーター便は、香港, バンコクをはじめとするアジア各地のほかヨーロッパやアフリカ方面など、平成27年度は36便が運航された。 平成27年度における輸送実績は、旅客数(国内外乗降客)が約311万人、貨物量(国内外貨物取扱量)が約6千トン(郵便貨物は含まない。)となっている。						(4) 空港 3,000m滑走路を有する仙台空港は、東北地方における拠点空港として重要な役割を果たしており、平成28年7月1日から、国管理空港として初となる民間事業者による一体的運営が開始された。 国内主要都市_____を結ぶ10路線と国際定期路線としてソウル, 上海, 北京(大連経由), 台北, バンコクの5路線が就航している(令和2年3月現在)。 _____ 令和元年度における輸送実績は、旅客数(国内外乗降客)が約372万人、貨物量(国内外貨物取扱量)が約5千トン(郵便貨物は含まない。)となっている。						
変更理由		時点修正, 文言整理によるもの										

仙台市国民保護計画（改正案） 新旧対照表

変 更 前	変 更 後
第 1 編 総論 第 4 章 市の地理的, 社会的特徴 2 社会条件 (P. 11)	
<p>(7) 自衛隊施設等</p> <p>市の地域には, 陸上自衛隊の部隊等が存在する仙台駐屯地 (東北方面総監部等), 霞目駐屯地 (東北方面航空隊等) 及び陸上自衛隊, 海上自衛隊及び航空自衛隊の共同機関である自衛隊宮城地方協力本部が存在する。</p> <p>本市は, 第 6 師団第 22 普通科連隊 (多賀城駐屯地) の警備隊区となっている。</p>	<p>(7) 自衛隊施設等</p> <p>市の地域には, 陸上自衛隊の部隊等が存在する仙台駐屯地 (東北方面総監部等), 霞目駐屯地 (東北方面航空隊等) 及び陸上自衛隊, 海上自衛隊及び航空自衛隊の共同機関である自衛隊宮城地方協力本部が存在する。</p> <p>本市は, 第 6 師団第 22 即応機動連隊 (多賀城駐屯地) の警備隊区となっている。</p>
変更理由	組織改正によるもの
第 1 編 総論 第 4 章 市の地理的, 社会的特徴 2 社会条件 (P. 11)	
<p>(8) その他</p> <p>ア (略)</p> <p>イ 水道供給</p> <p>本市水道局は, 釜房・大倉・宮床などのダム施設等を水源に, 茂庭・国見などの浄水場で浄水処理を行っているほか, 七ヶ宿ダムを水源とする宮城県仙南・仙塩広域水道から受水することにより, 本市と富谷市_____の一部区域に対し給水を行っている。</p> <p>ウ (略)</p>	<p>(8) その他</p> <p>ア (略)</p> <p>イ 水道供給</p> <p>本市水道局は, 釜房・大倉・宮床などのダム施設等を水源に, 茂庭・国見などの浄水場で浄水処理を行っているほか, 七ヶ宿ダムを水源とする宮城県仙南・仙塩広域水道から受水することにより, 本市, 富谷市<u>の一部及び大和町</u>の一部区域に対し給水を行っている。</p> <p>ウ (略)</p>
変更理由	時点修正, 文言整理によるもの
第 1 編 総論 第 5 章 市国民保護計画が対象とする事態 1 武力攻撃事態 (1) 武力攻撃事態の類型 (P. 13)	
<p>3 弾道ミサイル攻撃</p> <p>(略)</p> <p>(3) 留意点</p> <p>弾道ミサイルは発射後短時間で着弾することが予想されるため_____, _____</p> <p>_____迅速な情報伝達体制と適切な対応によ</p> <p>って被害を局限化することが重要であり, 屋内への避難や消火活動が中心となる。</p>	<p>3 弾道ミサイル攻撃</p> <p>(略)</p> <p>(3) 留意点</p> <p>弾道ミサイルは発射後短時間で着弾することが予想されることから, 国から全国瞬時警報システム (J - A L E R T) により情報伝達される内容及び弾道ミサイル落下時の行動等について平素から周知に努めるとともに, 迅速な情報伝達体制と適切な対応を行うこととする。また, 近傍のコンクリート造等の堅ろうな施設や建築物の地階, 地下街, 地下駅舎等の地下施設への屋内避難や消火活動を中心として被害を局限化することが重要である。</p>
変更理由	宮城県国民保護計画の変更 (国民の保護に関する基本指針の変更) の反映によるもの

仙台市国民保護計画（改正案） 新旧対照表

変 更 前	変 更 後
第 2 編 平素からの備えや予防 第 1 章 組織・体制の整備等 第 5 節 研修、訓練及び啓発 2 訓練 (P. 24)	
<p>(3) 訓練に当たっての留意事項 (ア～オ略)</p> <p>カ 市は、県警察と連携し、避難訓練時における交通規制等の実施について留意する。</p>	<p>(3) 訓練に当たっての留意事項 (ア～オ略)</p> <p>カ 市は、県と連携し、広域にわたる避難訓練、地下への避難訓練等武力攻撃事態等に特有な訓練等について、人口密集地を含む様々な場所や想定で行うとともに、実際に資機材や様々な情報伝達手段を用いる等実践的なものとするよう努める。</p> <p>キ 市は、県警察と連携し、避難訓練時における交通規制等の実施について留意する。</p>
変更理由	宮城県国民保護計画の変更（国民の保護に関する基本指針の変更）の反映によるもの
第 2 編 平素からの備えや予防 第 2 章 避難、救援及び武力攻撃災害への対処に関する平素からの備え 5 避難施設の指定・周知 (P. 26)	
<p>(1) 避難施設の指定、解除、廃止及び用途変更等の手続 ア (略) イ 市は避難施設の指定に当たっては、次の事項に留意する。</p> <p>① (略)</p> <p>② 爆風等からの直接の被害を軽減するための一時的な避難に活用する観点から、コンクリート造り等の堅ろうな建築物を指定するよう配慮する。また、都市部においては地下通路又は地下駅舎等を必要に応じて指定する。</p> <p>③ 一定の地域に避難施設が偏ることのないように指定するとともに、できるだけ多くの施設の確保に努めるよう配慮する。</p>	<p>(1) 避難施設の指定、解除、廃止及び用途変更等の手続 ア (略) イ 市は避難施設の指定に当たっては、次の事項に留意する。</p> <p>① (略)</p> <p>② 爆風等からの直接の被害を軽減するための一時的な避難に活用する観点から、コンクリート造り等の堅ろうな建築物や地下街、地下駅舎等の地下施設を指定するよう配慮する。</p> <p>③ 事態において避難施設に住民を可能な限り受け入れることができるよう、それぞれの施設の収容人数を把握し、一定の地域に避難施設が偏ることのないように指定するとともに、できるだけ多くの施設の確保に努めるよう配慮する。</p>
変更理由	宮城県国民保護計画の変更（国民の保護に関する基本指針の変更）の反映によるもの
第 3 編 武力攻撃事態等への対処 第 2 章 市対策本部の設置等 1 市対策本部の設置等 (P. 32)	
<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content; margin: 0 auto;"> 本部事務局 (危機管理室) </div>	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content; margin: 0 auto;"> 本部事務局 (危機管理局) </div>
変更理由	組織改正（令和 3 年 4 月 1 日予定）によるもの

仙台市国民保護計画（改正案） 新旧対照表

変 更 前	変 更 後
第 3 編 武力攻撃事態等への対処 第 9 章 保健衛生の確保その他の措置 2 廃棄物の処理 (P. 58)	
<p>(2) 廃棄物処理対策</p> <p>ア 市は、地域防災計画の定めに準じて、「災害廃棄物対策指針_____」（平成 26 年_____環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部作成）等を参考としつつ、_____廃棄物処理体制を整備する。</p> <p>イ (略)</p>	<p>(2) 廃棄物処理対策</p> <p>ア 市は、地域防災計画の定めに準じて、「災害廃棄物対策指針_(改定版)」（平成 30 年 3 月環境省環境再生・資源循環局災害廃棄物対策室）等を参考としつつ、<u>仙台市災害廃棄物処理計画に基づき</u>廃棄物処理体制を整備する。</p> <p>イ (略)</p>
変更理由	時点修正，文言整理によるもの